# 収入申告書は提出しましたか?

7月26日の提出期限を過ぎていますので、収入申告書を提出されてい ない方は県営住宅収納課(048-829-2876)まで大至急ご連絡ください。

県営住宅の家賃は世帯の収入に 応じて決まりますので、世帯全員 の収入を申告していただく必要が あります。



収入申告書を提出しない、提出したが書 類が足りない場合は、近隣民間賃貸住宅 相当額(近傍同種の住宅の家賃)をお支 払いいただくことになりますので、必要 書類を確認のうえ漏れのないように提出 してください。

# 家賃支払は支払期限内に!

# 『当月分は当月支払いが必須です』

家賃を3ヶ月以上滞納した場合は住宅を明け渡さないといけないことが 埼玉県県営住宅条例で決められています。家賃は必ず支払期限内に払 いましょう。

家賃のお支払いは 安心・確実・便利な 口座振替をご利用 ください

一度口座振替が停止して も、再開ができる場合があ ります。県営住宅収納課ま でご相談ください。

家賃納入月	引落し日	家賃納入月	引落し日
令和6年10月	令和6年10月30日(水)	令和7年1月	令和7年1月30日(木)
11月	11月29日(金)	2月	2月27日(木)
12月	12月30日(月)	3月	3月28日(金)

# 郵便料金に注意してください(令和6年10月1日~)

令和6年10月1日から郵便料金が変更となっています。

入居関係書類を郵送する際は、お間違えないようご注意ください。

(50gまで)94円

(25gまで)84円

→(50gまで) **110円** 

通常はがき

63円

85円



# 営住宅だより <sup>会和6年10月号</sup> NO.128



# ご高齢者の皆さんを見守りましょう

県営住宅にはご高齢の方が多くお住まいです。

最近、お隣の方を見かけない、郵便物が溜まっている、電気が付いたままになっている等、 少しでも違和感を感じたら迷わず当公社(支所)までご連絡ください。

通報を受けた場合、公社は速やかに団地自治会等と連携を取り現地を確認し、併せて入居 者の方の緊急連絡先等へ連絡を取り安否確認を行います。

県営住宅では、ご高齢の方を中心にお住まいの皆さんが安心して生活出来るように 次の取り組みをしています。

- 見守りサポーター制度(自治会・事業者)
- ・架電による安否確認サービス(希望する70歳以上の単身入居者)
- ・電球型IoT見守りサービス(ハローライト)の配布

皆さんの気付きが、ご高齢の方の生活の安全につながります。日頃から、 挨拶等声掛けの輪を広げましょう。

※ 安否確認・見守りサービスについては適宜、対象の方にご案内しております。 詳しくは、県営住宅課までお問合せください。

# ② 埼玉県住宅供給公社

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

公営住宅部

(県営住宅課) TEL048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL048-829-2876

(県営住宅課駐車場担当) TEL048-829-2864

技術部

TEL048-829-0081 (公営住宅技術課)

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131

川越支所 〒350-1101 川越市的場2218-4ベルアート301号室

TEL049-227-6408 熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL048-524-7963

岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3

TEL048-794-7146

TEL048-645-1772

県営住宅だより(128号) 令和6年10月1日 編集・発行 埼玉県住宅供給公社 公営住宅部 県営住宅課

# 移動販売の様子をご紹介〜坂戸東坂戸住宅〜

県営住宅では高齢や障がい等により日常の買い物に困難をきたしている方の 買い物を支援するため、敷地内で民間事業者が移動販売サービスを行っています。 今年度新たに始まった坂戸東坂戸住宅の様子を、自治会長に伺いました。

今まではバスを利用して最寄りのスーパーまで買い物に行く必要があり、 特に高齢者にとっては買い物が大変でした。

移動販売が始まり、毎回住民の皆さんだけでなく移動販売車の音楽を聞きつけて近隣の方もお買い物に来ており、買い物がてらのおしゃべりも弾みとてもにぎやかです。

また、買いたい物を伝えると翌週持って来てもらえますし、一人での買い物が難しい高齢者も、お店が団地に来てくれるので気軽に気兼ねなく買い物をすることが出来るようになり、団地としての利便性も向上しました。移動販売をきっかけに団地内のコミュニケーションが活発になり、入居する方も増えたらいいなと思います。





坂戸東坂戸住宅自治会

※移動販売を始めるためには、 承認を得る必要があります。

# 照明器具、きれいにしてますか?

住戸内外に関わらず、照明器具についたホコリ・虫などをそのままにしていると、 火災につながることがあります。

住戸内、廊下やエントランスの照明器具は、ハタキや乾いた布巾などで定期的な清掃をお願いいたします。

#### ※照明器具清掃時の注意点※

- ・必ず電気が消えた状態で清掃を行い、通電部分には触れないこと
- ・照明器具に濡れた手や布巾で触らない(共に感電の恐れ有)

参考:一般財団法人関西電気保安協会

# 団地のルールを守りましょう

## ○階段や廊下、ベランダ等に物を置かないでください。

ベランダは避難通路になります。

駐輪場、外来駐車場に私物を置かないでください。着火すると燃え広がるおそれがあります。

## ○動物の飼育は禁止です。

県営住宅では、ほかの入居者の迷惑となる犬(身体障がい者補助犬を除く)、猫、鳥などの動物を飼育することや餌を与えることは禁止しています。一時的に預かることも認められません。県営住宅には動物のアレルギーを持つ入居者もいらっしゃいますのでご理解ください。今一度集合住宅に住んでいることを意識し、よりよい住宅環境をつくり、皆さんが快適に生活出来るようルールを守りましょう。

# 自治会活動 防災訓練 ~川越今泉住宅自治会~

令和6年6月に川越今泉住宅で防災訓練が実施されました。

実際に消火器を使用した消火訓練やAEDを使用した救護訓練等が行われた当日の様子を、自治会長に伺いました。

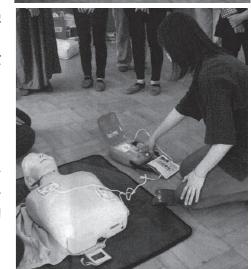
コロナ明けに久しぶりに行われた防災訓練ですが、高齢 の方からお子さんまで72名の様々な年代の方に参加いただ きました。

当日は消防署の職員にお越しいただき、バケツリレーや 消火器を使用した消火訓練を実施しました。また、救護法 訓練では2班に分かれてAEDの使用方法、サラシを使用し た応急措置や担架の作り方について実際に体験しながら学 ぶことが出来ました。

炊き出しも、防犯部がアルファ米の炊き出し、環境部が 豚汁づくりと役割を分担し参加した皆さんにお配りしました。

防災訓練を行ったことで、自治会執行部では団地内で自 主防災の見直し等を考える良いきっかけになりました。

また、昨今の地震や大雨の災害に際して、参加した方からも積極的に質問が出たり、初めて参加した方からもいい 経験になりましたと感想をいただき、とても実りある活動 になったと思います。



~防災訓練の様子~



# 川越今泉住宅自治会

# 防災(防火)訓練に参加しましょう(自治会で助成金が申請できます)

暑かった夏も終わり、寒くなって空気が乾燥してくると火災が増加します。私たち一人ひとりが防災の知識を身に付けるためにも、ぜひ助成制度を活用し防災訓練を実施してください。(助成金の申請書類については、今年度の自治会長・管理連絡員あてに送付済みです。)

また防災訓練は、何度も参加し、経験することで知識が深まり、身につきます。お住まいの住宅で訓練が行われる際は、ぜひご参加ください。

# 自治会活動に積極的に参加しましょう

県営住宅の自治会では、団地敷地内の草刈りや清掃活動のほか、入居者同士の親睦活動や、共益費・自治会費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。

自治会活動に積極的に参加し、お住まいの皆さんが過ごしやすい団地になるようご協力をお願いいたします。

